

**半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務
公募型企画競争 提案説明書**

1 業務の名称

半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務

2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する
場合がある。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市
競争入札参加資格名簿（一般サービス）に登録されている者のうち、次の条件をすべ
て満たすものとする。

ア 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加して
いないこと。

イ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法によ
る再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経
営状態が著しく不健全な者でないこと。

ウ 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受け
ていないこと。

エ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号
に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

(3) 事業規模（契約限度額）

10,000,000 円（消費税相当額を含む）

4 企画提案を求める項目

(1) 本業務に取り組む上での視点等について

本業務の背景と目的、札幌経済の現状や特徴、道内外における半導体関連産業の
動向等を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられ
る点、留意すべき点等について提案すること。

(2) 実施手法について

ア 半導体設計・関連企業

誘致ターゲットとなり得る企業のリストアップ手法、面談企業数、面談手法、

誘致 PR 内容、ヒアリング内容等について提案すること。

イ 次世代半導体のユースケースを創出する企業

誘致ターゲット企業を明確化し具体的な誘致手法を検討するにあたり、特に重要と考えられる視点、留意すべき視点、検討の手法や進め方について提案すること。また、誘致ターゲットとなり得る企業のリストアップ手法、面談企業数、面談手法、誘致 PR 内容、ヒアリング内容等について提案すること。

(3) 本業務のスケジュール案について

本業務を遂行するスケジュール案を提案すること。

(4) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考える事柄の提案を行うこと。

(5) 過去の業務実績及び執行体制について

本業務に活かすことができると考える、類似業務の実績及び業務全体を円滑に進められる執行体制の提案を行うこと。

5 スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和6年8月6日（火）
- (2) 質問受付・・・・・・・・・・令和6年8月6日（火）～9月4日（水）
- (3) 参加意向申出書提出期限・・・・・・・・令和6年9月4日（水）
- (4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・令和6年9月11日（水）
- (5) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和6年9月18日（水）
- (6) 結果通知・・・・・・・・・・令和6年9月下旬
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・令和6年10月初旬

6 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式1）に質問の要旨を記入し、下記「12 問い合わせ先」あてに電子メールで送信すること。

タイトルは「半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務」とすること。

(2) 質問書提出期限

令和6年9月4日（水）17時00分必着

(3) 質問に対する回答方法

質問者の名を伏せてホームページで随時公表する

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式2） 1部

(2) 提出期限

令和6年9月4日（水）17時00分必着

(3) 提出方法

下記「12 問い合わせ先」あて電子メール、郵送または持参

※ 電子メール及び郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加資格申出書（様式3） 1部

イ 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、両面使用） 1部

ウ 上記ア、イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(2) 留意事項

ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することし、両面印刷で最大5枚以内（表紙及び目次を除く。）とすること。

イ 提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。

ウ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

(3) 提出期限

令和6年9月11日（水） 17時00分必着

(4) 提出方法

下記「12 問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

9 契約候補者の選定方法

(1) 審査

企画提案は、半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1社を選定する。

なお、企画提案数が6社以上となった場合は、下記の審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーション審査を行う上位5社までの企画提案を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーションは1社約20分間（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。

イ 開始時間は別途連絡する。

ウ 場所は札幌市役所本庁舎の会議室（中央区北1条西2丁目）とする。

エ 出席者は2名以内とする。

オ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。（企画提案書を

モニターに映して提案する必要がある場合は、事前に相談すること。)
 カ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。

(3) 審査基準

下表のとおり。

【審査基準】

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について ・本業務に取り組む上で持つべき全体的な視点が、適切な提案となっているか。	10
(2) 実施手法について	50
ア 半導体設計・関連企業 ・リストアップ手法、面談企業数、面談手法が、適切な提案となっているか。 ・誘致 PR 内容、ヒアリング内容が、効果的な提案となっているか。	(20)
イ 次世代半導体のユースケースを創出する企業 ・検討等を行う上で持つべき視点が、適切な提案となっているか。 ・検討の手法や進め方が、具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。 ・リストアップ手法、面談企業数、面談手法が、適切な提案となっているか。 ・誘致 PR 内容、ヒアリング内容が、効果的な提案となっているか。	(30)
(3) 業務全体	40
・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)
・独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、有効なものとなっているか。	(10)
・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できる提案となっているか。	(20)
合計	100

※ 提案事業者が札幌SDGs登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務とSDGsとの親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

(4) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(5) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2社以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(6) 提案者が1社であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(7) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

(8) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

10 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

11 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。また、提出された企画書等は返却しない。
- (3) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (4) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (6) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (7) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

12 問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階

札幌市経済観光局経済戦略推進部企業立地担当課 担当：北舘・岸

TEL：011-211-2362 FAX：011-218-5130

Eメール：business@city.sapporo.jp